

平成 27 年度第 1 回県民モニター調査「動物愛護に関する意識について」

近年、都市化の進展や核家族化、社会の少子高齢化への流れを背景として、人間の生活におけるペット動物の重要性が高まっています。

しかし、その一方では、動物の遺棄や虐待、ペットの不適切な飼い方による近隣トラブルなど、動物をめぐる問題は社会的問題にまで発展しており、深刻な状況にあります。

については、ペット動物の適正飼養や動物の愛護及び管理に係る施策等について、県民モニターの皆様のご意見をいただくことといたしましたので、ご協力をお願いします。

問 1 あなたは動物が好きですか、嫌いですか。

- 非常に好き
- どちらかといえば好き
- どちらかといえば嫌い
- 非常に嫌い
- どちらでもない

問 2 あなたは自宅で犬や猫などを飼っていますか。

- 飼っている
- 昔、飼っていたことがある
- 飼ったことがない

問 3 犬や猫などを飼うことのメリットは、どのようなことだと思えますか。(いくつかでも)

- 生活に潤いや安らぎが生まれる
- 子供によい影響がある
- 防犯に役立つ
- 友達が増える
- 孤独感の解消
- 特にない
- わからない
- その他（下欄に具体的にご記入ください）

問4 動物に関する法律や条例に定められている内容のうち、あなたが知っているものを全て選んでください。(いくつでも)

- 犬を取得したときは市町へ登録を申請し、交付された鑑札をつけなければならない
- 狂犬病予防注射を年1回受けさせ、市町から交付された注射済票をつけなければならない
- 飼い犬の所有者は、公園等公共の場所で犬を放してはならない
- 鎖等で繋がれていない飼い犬がいるときは、動物愛護センター等が捕獲する場がある
- 動物をみだりに捨てたり虐待したりしてはならない
- 飼い主は、犬が公共の場所で糞を排泄した場合、その糞をとりのぞかなければならない
- 動物について法律や条例で、どのような規制がされているか知らない

問5 犬や猫などを飼うことについて、特にどのようなことが気になりますか。(2つまで)

- 最後まで飼わない人がいる
- 動物を虐待する人がいる
- 他人に迷惑をかける人がいる
- 動物から病気がうつる可能性がある
- 特にない
- その他(下欄に具体的にご記入ください)

問6 あなたは、犬や猫などによりどのような迷惑や被害をうけたことがありますか。(いくつでも)

- 鳴き声がうるさい
- 追いかけられたり、咬まれたりした
- 糞を放置された
- 畑や庭を荒らされたり、家や車を傷つけられたりした
- ゴミを散らかされた
- 特にない

問7 犬や猫などが迷惑を与えないようにするには、飼い主は特にどのようなことに気をつけるべきだと思いますか。(2つまで)

- 正しい飼い方を知る
- 家の中で飼う
- 避妊去勢手術をする
- しつけをする
- わからない
- その他(下欄に具体的にご記入ください)

問8 飼い主の責任を自覚させ、犬や猫などによる迷惑を減らすため、特に有効な方法はどのようなことだと思いますか。(2つまで)

- 罰則の強化
- 行政による取り締まりの強化
- しつけ教室や講習会の開催
- 動物愛護教育の充実
- ペットを飼うことに対して税負担を求めるペット税の導入
- わからない
- その他(下欄に具体的にご記入ください)

問9 県(行政)が動物の愛護と管理について、積極的に取り組むべき施策は何だと思いますか。(2つまで)

- 動物の正しい飼い方の普及啓発
- 動物取扱業者(ペットショップ、ブリーダー等)への指導
- 行政が引取りした犬や猫の譲渡
- 動物とふれあう機会の提供
- わからない
- その他(下欄に具体的にご記入ください)